第三十三条の二の十二第二項	法第五十二条第一項各号	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項各号
	医療法人	地域医療連携推進法人
第三十三条の二の十二第三項	法第五十二条第一項	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項
第三十三条の二の十二第四項	法第五十二条第一項各号	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項各号
第三十三条の二の十二第五項	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三十三条の二の十二第二項の改正規定（「届け出られた書類について」の下に「、インターネットの利用その他適切な方法により」を加える部分に限る。）は、令和五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十九号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項及び第六項、第十八条第三項、第二十条第三項、第二十二条第二項、第二十三条第二項並びに第二十四条第二項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十条第三項、第百五十二条第二項及び第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣　後藤　茂之

厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令

（厚生労働省組織規則の一部を改正する省令）

第一条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官）	（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官）
第三条　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官二十人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。	**第三条**　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十九人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。
2～9　（略）	2～9　（略）
（監査指導室、経理室及び管理室並びに会計管理官及び厚生管理企画官）	（監査指導室、経理室、管理室及び福利厚生室並びに会計管理官及び首席営繕専門官）
第四条　会計課に、監査指導室、経理室及び管理室並びに会計管理官及び厚生管理企画官それぞれ一人を置く。	**第四条**　会計課に、監査指導室、経理室、管理室及び福利厚生室並びに会計管理官及び首席営繕専門官それぞれ一人を置く。
2～8　（略）	2～8　（略）
（削る）	9　福利厚生室は、次に掲げる事務をつかさどる。
	一　職員（厚生労働省の所管する独立行政法人の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。
	二　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
	三　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により厚生労働省に設けられた共済組合に関すること。
	四　恩給に関する連絡事務に関すること。
9　（略）	10　福利厚生室に、室長を置く。
	11　（略）

（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（新設）		（新設）
		法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項
第三十三条の二の十二第一項	法第五十二条第一項	
第三十三条の二の十二第二項	（略）	（略）